

会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度）第2回北河内夜間救急センター協議会（書面会議）
開催日時	令和6年（2024年）2月13日（火）～2月27日（火）
開催方法	書面会議（定例的な案件のため）
出席者	北河内夜間救急センター協議会 会 長：伏見隆枚方市長 委 員：瀬野憲一守口市長、広瀬慶輔寝屋川市長、東坂浩一大東市長、 宮本一孝門真市長、東修平四條畷市長、山本景交野市長
欠席者	—
案件名	案件第1 北河内夜間救急センター協議会事務報告 案件第2 北河内こども夜間救急センター受診者状況報告 案件第3 議案第2号 令和6年度（2024年度）北河内夜間救急センター協議会 会計予算（案） 案件第4 感染症法上に基づく医療措置協定の締結について
提出された 資料等の名称	資料1 北河内夜間救急センター協議会事務報告 資料2 北河内こども夜間救急センター受診者状況（令和5年4～12月） 資料3 令和6年度（2024年度）北河内夜間救急センター協議会会計予算書(案) 資料4 感染症法に基づく医療措置協定の締結について 参考資料1－① 北河内こども夜間救急センター受診者状況（令和4年4～12月） 参考資料1－② 北河内こども夜間救急センター受診者状況（令和4年度） 参考資料2 医療措置協定書（案）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事務報告及び受診者状況について確認された。 ・議案第2号 令和6年度（2024年度）北河内夜間救急センター協議会会計予算について承認された。
会議の公開、 非公開の別及び 非公開の理由	公開
会議録等の公表、 非公表の別及び 非公表の理由	公表
傍聴者の数	書面会議のため無し
所管部署 (事務局)	枚方市 健康福祉政策課
審 議 内 容	

1. 審議経過

- ①令和6年2月13日（火） 事務局から委員へ資料を送付
- ②令和6年2月27日（火） 委員からの意見を集約
- ③令和6年3月6日（水） 会長に意見等を最終確認、事務局から委員へ結果を送付

2. 案件説明・意見等

案件1. 北河内夜間救急センター協議会 事務報告

（事務局）

資料1「北河内夜間救急センター協議会 事務報告」に基づき、以下の内容について事務報告を行った。

- ・令和5年7月27日 令和5年度 第1回協議会（書面会議）を開催。
事務・事業報告を行い、令和4年度歳入歳出決算の認定及び令和5年度補正予算（案）が承認された。
- ・令和5年11月9日 令和5年4月～9月分の出納検査を実施。
- ・令和5年11月15日 令和5年度 第2回幹事会を開催。
受診者状況の報告を行い、令和6年度予算見積書（案）について承認された。
- ・令和6年1月30日 令和5年度 第3回幹事会を開催。
受診者状況の報告を行い、令和6年度予算（案）について承認された。

（委員）

意見等なし。

案件2. 北河内こども夜間救急センター 受診者状況報告

（事務局）

資料2「北河内こども夜間救急センター受診者状況」及び「北河内こども夜間救急センター患者推移」に基づき、以下のとおり令和5年度4月から12月までの受診者状況について報告を行った。

- ・住所地別は、受診者総数4,370人のうち北河内7市の受診者が4,210人で96.34%、7市以外の受診者が160人で3.66%。
- ・北河内7市の市別では守口市 136人 3.11%、枚方市 2,433人 55.68%、寝屋川市 813人 18.60%、大東市 122人 2.79%、門真市 115人 2.63%、四條畷市 151人 3.46%、交野市 440人 10.07%。
- ・7市以外としては、北摂、八幡市、大阪市内、京都府内等。
- ・年齢別では、6歳未満までで2,850人、全体の65.22%を占めている。
- ・性別では、男子2,410人 55.15%、女子1,960人 44.85%。
- ・後送患者は229人で5.24%、このうち160人が後送先で入院。後送患者の入院率は69.87%。
後送先としては、市立ひらかた病院が193人で84.28%を占めている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて患者数が激減した令和2年度～4年度と比較すると、患者数は増加しつつあり、コロナ前の令和元年度の患者数に戻つつある状況。
- ・今年度の受診者状況の傾向について、資料1と比較しやすいように、参考資料1-①として昨年度の4月から12月までの受診者状況を添付している。
- ・今年度の4月から12月までの受診者状況は、令和4年度の4月から12月までの総数と比較すると、903人、約20.66%増加している。
- ・住所地別の各市の割合や男女の割合、年齢構成等の割合は、特に大きな変化はなく、昨年度とほぼ同じ傾向となっている。
- ・昨年度の年間の受診者状況は、参考資料1-②のとおり。

（委員）

意見等なし。

案件 3. 議案第 2 号 令和 6 年度 (2024 年度) 北河内夜間救急センター協議会会計予算 (案)

(事務局)

資料 3 「令和 6 年度 (2024 年度) 北河内夜間救急センター協議会会計予算書 (案)」に基づき、以下のとおり事務局案を示し、承認された。

- ・ 予算書 (案) について、1 ページは議案第 2 号 令和 6 年度 (2024 年度) 北河内夜間救急センター協議会会計予算 第 1 条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 9,581 万 1 千円と定めることを規定し、第 2 条では、一時借入金を規定している。
- ・ 2 ページ第 1 表 歳入歳出予算の歳入については、負担金として、1 億 9,579 万 1 千円、繰越金として 1 万円、雑入として 1 万円、歳入合計 1 億 9,581 万 1 千円を計上している。歳出については、事務費として、1 億 9,575 万 7 千円、公債費として、3 万 4 千円、予備費として、2 万円、歳出合計 1 億 9,581 万 1 千円を計上している。
- ・ 3 ページから 7 ページにかけては、区分ごとの詳細について記載している。
- ・ 8 ページは、参考資料として、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額等について記載している。
- ・ 9 ページ、枚方市一般会計予算書<抜粋>の歳入について、診療収入として年間患者見込数を 5,000 人、患者 1 人当たりの平均単価を 13,000 円と見込んだ、6,500 万円を計上している。歳出については、診療収入 6,500 万円と、枚方市負担分として 6,920 万円の合計 1 億 3,420 万円を計上している。
- ・ 最後 10 ページは、各市負担金の明細書となり、実績累計については、令和 4 年 11 月から令和 5 年 10 月分の 1 年間の患者実績で算出している。

(委員)

意見等なし。

(事務局)

意見等なしのため、令和 6 年度 (2024 年度) 予算について、承認いただいたものとする。

案件 4. 感染症法上に基づく医療措置協定の締結について

(事務局)

資料 4 「感染症法に基づく医療措置協定の締結について」に基づき、以下のとおり説明し、協定の締結について承認された。

- ・ 感染症法に基づき、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生及びまん延時に備え、新型インフルエンザ感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速に講ずるため、都道府県知事と医療機関において、医療措置協定を締結するもの。
- ・ 都道府県知事は公的医療機関の管理者に対し、新型インフルエンザ等感染症等発生等の公表期間に、医療体制の確保に必要な措置について通知し、通知を受けた医療機関の管理者はこの措置を講じなければならないとされていることから、当センターは、この必要な措置を講ずる必要がある診療所に該当する。
- ・ 当センターは診療所に該当し、病床を有していないことから、発熱外来もしくは自宅療養者への医療提供のいずれか又は両方を実施する必要があるため、今年度中に「発熱外来」に係る医療措置協定の締結に向けて、大阪府と協議を進める。

次に、4. 主な協定内容について、いくつかピックアップしてご説明いたします。

(1) 協定の目的と措置実施の要請

(2) 発生・まん延時の対応のうち、第 3 条 医療措置の内容については、発熱外来として、疑似症患者の受入可能人数と検査実施可能人数を設定いたします。この人数につきましては、大阪府や医師会、出務

医師等と協議して決定をさせていただく予定です。

(3) 平時の対応のうち 第4条 防護具の備蓄についてですが、任意ではありますが、2か月分の防護具の備蓄をしておき、新感染症が発生した場合に備える必要があります。また、第10条ですが、年に1回以上、従事者を対象に研修を実施するとともに、協定に基づく措置を講ずるにあたり対応方法の点検を行う必要があります。

(4) その他 のうち第5条 措置に要する費用の負担についてですが、大阪府の予算の範囲内において、措置を講ずるために要する費用（発熱外来設置に伴うパーテーション等）については、協定締結医療機関に補助するとされていますが、具体的な内容については未定となっております。

また、先程ご説明した防護具の備蓄に係る費用は医療機関の負担となっており、現在、当センターに備蓄している防護具があるため、令和6年度中はこの防護具で対応していくこととなりますが、使用期限もあることから、令和7年度以降、防護具の備蓄にかかる予算も計上していく必要があると認識しております。

次に、流行初期医療確保措置についてですが、補助金や診療報酬の上乗せ等の十分な財政支援が整備されていない流行初期においては、病床確保又は発熱外来を行う医療措置協定を締結した医療機関のうち、基準を満たす場合に医療の確保に要する費用を支給するとされています。

この基準としましては、新興感染症の発生の公表が行われた日の属する月から流行期間が経過する日の属する月までの間に、措置を講じたと認められる場合であって、医療機関の診療報酬の額が新感染症の流行前の直近の同月における額を下回った場合、かつ、(裏面に移りまして)発熱外来を実施する場合には、大阪府から要請のあった日から7日以内実施し、1日あたり診療所で5人以上の疑似症患者を診療した場合に流行初期医療確保措置の対象となるものです。

第7条については、協定の有効期間及び変更、第8条は、協定の措置を講じていないと認められる場合の措置、第11条は疑義等の解決、このような協定の内容となっております。

参考資料2をご覧ください。参考として、病院版の協定書(案)を資料として添付させていただいており、詳細については、後ほどご確認をいただければと思いますが、当センターの場合は、1病床の確保、次のページの3 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、さらに次のページの4 後方支援、5 医療人材派遣が省かれた内容での協定書にて、協定締結を行う予定となっております。

以上